

平成19年8月27日(月)	
部課名	愛知県建設部建設総務課
グループ名	契約グループ
担当	伊藤主幹・田中補佐
ダイヤルイン	052-954-6608
内線	2632・2633
部課名	愛知県農林水産部農林検査課
グループ名	契約グループ
担当	浅野主幹・平松主任主査
ダイヤルイン	052-954-6394
内線	3608・3619
部課名	愛知県企業庁管理部総務課
グループ名	契約グループ
担当	河野主幹・清水主任主査
ダイヤルイン	052-954-6671
内線	5615・5618

## 入札・契約制度の改善について

平成18年12月に全国知事会で決定した「公共調達改革に関する指針」等を踏まえ、総合評価方式の拡充、電子入札の拡大、談合防止のためのペナルティ強化等に取り組んできましたが、これらの取り組みに加え、今回、次のとおり入札契約制度の改善を実施します。

### 1 一般競争入札の対象範囲拡大【平成19年10月1日から実施】

これまで一般競争入札は、予定価格が1億5千万円以上の工事を対象としてきましたが、予定価格が5千万円以上の工事まで範囲を拡大します。なお、1千万円以上5千万円未満の工事についても、抽出試行(2割程度)を実施していきます。

	改正前(19年9月まで)	改正後(19年10月から)
一般競争入札 対象範囲	1億5千万円以上の工事	5千万円以上の工事 (1千万円以上5千万円未満の工事は2割程度を抽出試行)

### 2 失格判断基準の導入と最低制限価格の設定【平成19年10月1日から試行実施】

一般競争入札の拡大に伴い懸念される著しい低価格受注は、工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの問題が生ずる恐れがあることから、発注件数の多い一般土木工事及び舗装工事の2工種について、低入札価格調査制度に失格判断基準を導入するとともに、最低制限価格を設定します。

### 制度改正の概要

		改正前（19年9月まで）	改正後（19年10月から）
低入札価格調査制度	対 象	競争入札に付す全ての工事	競争入札に付す全ての工事 （最低制限価格を設定する工事を除く）
	調査基準価格	（直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 1/5） × 1.05	同左
	失格判断基準	非設定	予定価格5千万円以上の一般土木工事及び舗装工事 （政府調達協定適用工事を除く）
最低制限価格		非設定	予定価格5千万円未満の一般土木工事及び舗装工事

### 低入札価格調査制度

最低価格入札者の入札金額では、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるか否かを調査する制度。履行されない恐れがあるときは、次順位者を落札者とすることができます。

#### 【失格判断基準】

低入札価格調査の対象となった者の入札金額の積算内訳が、予定価格の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格となります。

対象：予定価格5千万円以上の一般土木工事及び舗装工事

#### 入札金額の積算内訳

直接工事費の額

共通仮設費  
現場管理費  
一般管理費 } の合計額

#### 予定価格の積算内訳

直接工事費 × 75% の額

共通仮設費 × 70%  
現場管理費 × 60%  
一般管理費 × 30% } の合計額

<

<

### 最低制限価格

入札金額が、最低制限価格（＝低入札価格調査基準価格）を下回った場合には、その者の入札は失格となります。

対象：予定価格5千万円未満の一般土木工事及び舗装工事

最低制限価格（＝低入札価格調査基準価格）  
＝（直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 1/5） × 1.05